

## いわゆる共謀罪法案の強行採決に強く抗議する会長声明

6月15日、参議院本会議において、いわゆる共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）が強行採決され、成立した。

本法案については、参議院本会議において、参議院法務委員会の中間報告がなされた上で、同委員会の採決を省略して本会議の採決を行うという、極めて異例な手続がとられた。

今回の法案審議における政府の説明によっても、共謀罪の捜査のためとして、市民に対する日常的な監視が強まる懸念は何ら払拭されていない。また、政府は「正当に活動する団体が犯罪を行う団体に一変したと認められる場合は、処罰の対象になる」ことを認めるがその判断基準も不明なままである。

さらに、277にも上る対象犯罪の選別基準の説明も不十分であり、その妥当性についても十分な審議が行われたとは到底言いがたい。

同法案は、犯罪の遂行を合意するだけで犯罪として処罰しようとするもので、犯罪の結果が発生した既遂処罰を原則とする現行の刑事法体系を根底から変容させるものである。

そうである以上、法案成立のためには、立法の必要性と合理性について、国民に対する十分な説明が行われ、審議が尽くされなければならない。

それにもかかわらず、5月30日に参議院法務委員会の審議入りした後、わずか20時間程度の審議を経たのみで、委員会採決すら省略し、本会議の採決を強行するという今回の政府与党の行為は、立憲民主主義のルールを踏みにじる暴挙であり、到底許せるものではない。

当会は、今回の参議院強行採決に強く抗議する。

そして、今後、本法律が恣意的に運用されることがないように注視すると共に、成立した法律の廃止に向けた取組みを行う所存である。

2017年6月19日

宮崎県弁護士会

会長 小林孝志

